

丸八グループ 布団販売

子会社で偽装請負

ハッチーニ丸八で正社員として働いていた営業マンが、パワハラで個人請負社員としての契約を結ばされていました。業務と職場環境は正社員時と変わりません。

労働者権利回復のため組合結成

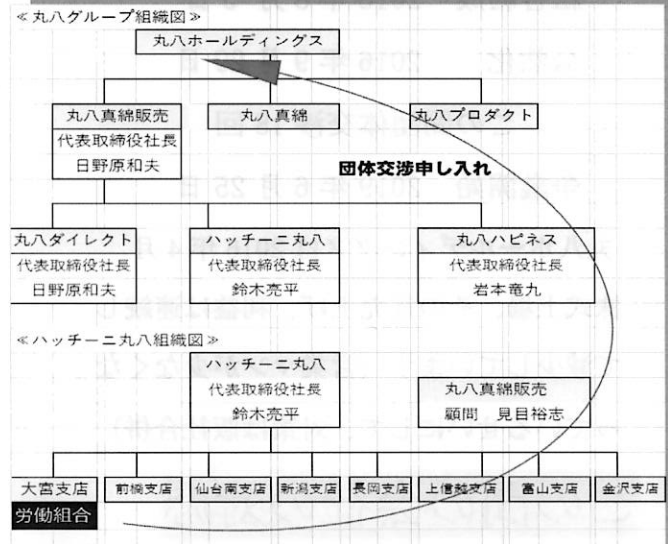
8~10万円の経費（事務費、ガソリン代、社有車リース料等）が毎月引き落とされ、売上げが悪いと収入が落ち込み、経費が払えず会社に借金する方も続出しました。更に労働基準法が適用されない身分であることを知り労働組合を結成しました。

丸八HD(一族経営)が100%株主



親会社丸八ホールディングスは、組合員在籍のハッチーニ丸八の事実上経営権を握り、販売戦略など指示命令を丸八真綿を介して行っています。

丸八グループの組織図 (2018年)



組合員の積み上げた顧客を

つぶす政策取る親会社

組合結成後、直接パワハラで指示する役員は職場からはずされ、組合員が今まで築いてきたお客様の名簿を、別会社の営業マンが扱えるようにし、そのお得意さんにモラルをわきまえない複数の営業員が訪問、お客の信用をそこねる事態に、組合員が訪問しても「今後お断り」の客が増え組合員の売上は極端に下がり、経費の方が多いマイナス賃金が続出しました。そのため丸八の営業を休み、別の仕事につく組合員が続出しています。

丸八HDは団体交渉に応じる！

丸八争議の内容

A 団交拒否不当労働行為申立て 県労委

全労連・全国一般労働組合埼玉地本が申し立側となつて、親会社丸八ホールディングスに対し、ハッチーニ丸八の請負契約労働者と正社員で結成した組合（全国一般埼玉地本）との団体交渉に応じて、不当に扱われている労働条件等を改善するよう、埼玉県労働委員会に申し立てているものです。

今までに 第1回調査(2019.08.19) 第2回調査(2019.09.26) 第3回調査(2019.12.19) 第4回調査(2020.1.20)開かれ、書証を提出しています。

B 不当利得返還請求事件 さいたま地裁

ハッチーニ丸八で個人請負契約で働いている原告

16名が、正社員から請負契約に変えられる(偽装請負)ことによって会社から不当に奪われた経費(営業者リース料、ガソリン代、高速代、事務所使用料、名刺代)などの10年分を請求して、さいたま地裁に訴えているものです。

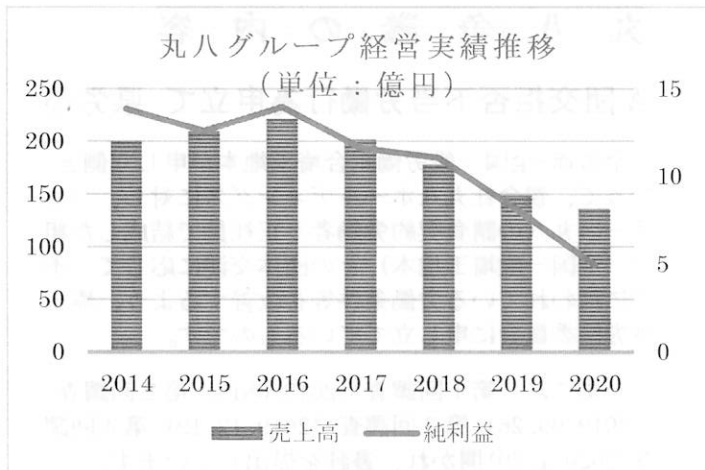
今までに 第1回裁判(2019.11.01) 第2回裁判(2019.12.20) 第3回裁判(2020.02.28)実施
初回は会社側欠席

全労連・全国一般埼玉地本

丸八真綿埼玉支部

さいたま市浦和区高砂 3-10-11 第一木村ビル 3F

TEL 048-865-4172 FAX 048-865-4173



丸八ホールディングス決算資料より作成

組合結成時の組合員要求

公然化時、読み上げた意見書（約 30 分）で、次の要求を掲げました（請負社員の場合）。

- ① 正社員と同じ立場で、経費負担の無い、風通しの良い職場にしてほしい。
- ② 毎月の給料がまともに暮らせる賃金・労働条件にしてほしい。
- ③ 契約時の保証金（社長からいつでも下ろして使って良いと言われて契約させた 70 万 0r100 万）を戻してほしい。

【丸八ホールディングスの抗議先】

☎ 045-471-3908

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-8-12

今までの活動

組合結成 2016 年 8 月 3 日

公然化 2016 年 9 月 29 日

この間団体交渉 18 回

争議開始 2019 年 6 月 25 日

丸八ホールディングスは 2016 年 4 月株式上場、その後売上げ、利益は連続して減少しています（営業マンが少なくなっているせいにして、対策は販社合併）

この間の会社の対応

- * 組合員の要求を練り上げて作成した意見書に対し、今まで親会社は一度も意思表示や改善をしていません。
- * 新型コロナウイルスが首都圏で拡大したことに對し、正社員の営業活動を停止したが、個人請負社員は営業活動は自由と放り出し、給与保証も団交で拒否し、組合員は生活困窮に追い込まれています。

チームプレーの丸八
職場を取り戻そう！



2019 年 9 月 6 日 埼玉争議宣伝行動

営業が好きで社員に

組合結成前は売上げが少ないと、自己責任と言われ、休み無しの出勤命令や暴言を浴びせる毎日でした。

結成後は朝晩の打ち合わせを無くし、個別バラバラにさせて、仕事のチームワークや段取りが全く取れない職場になっています。

次回県労委 7 月 10 日（金）10 時

次回さいたま地裁 8 月 7 日（金）11 時

全国一般埼玉地本・さいたま地区労

丸八真綿埼玉支部